

<1. (著作物の定義) 関連>

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[1.関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 千 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
著作物の定義 「(1) について」

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

著作権法で保護されるデザインは、[実際に商品として流通したデザイン]に限定してください。

【作られたデザイン】全てを保護対象にしたなら、売れているデザインに対し、実際にはそのデザインを考案していない・していても誰にも見せずに隠匿しておいたにもかかわらず「それは自分が先にデザインしたんだ。だからそのデザインの著作権は自分にある」と主張し、著作権料の名目で、実際に「新しいデザイン」を売り出した者から金品の支払いを強要する者が必ず出てきます。そんな事が横行したら、だれも新しいデザインを作る人はなくなってしまいます。

よって[原則保護]には強く反対します。

文化庁 長官官房著作権課 法規係 御中

- (1) 氏名: [REDACTED]
所属 (編案): [REDACTED]
(2) 住所: 千 [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3) 意見: 「1. 著作物の定義」に関連して、以下の意見を表明します。なお、関係諸団体より提出されている意見には以下の意見に関連するものが見当たらないことをご了承願います。

第2条19を次のように変更及び20を新設し、現行の20~22項をそれぞれ21~23項に移動させるよう要望します。

> (現行) 十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物> 又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、> これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の> 著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを旨とする。

> (変更後) 十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、> 原作品を一時的若しくは二次的に複製し、その複製物を公衆に> 譲渡することをいう。

> 二十 興行配給 劇場等の施設において、有償により公衆に> 上映することを目的とする映画の著作物を公衆に譲渡し、又は> 貸与することをいう。

「頒布」の定義に「原作品を一時的若しくは二次的に複製」することとその譲渡を一体の行動と定めることにより、(142)においても指摘されているとおり、本来の「広く配って行き渡らせること」と言う「頒布」の意味に近付けることが可能です。また、現行法で含まれている「貸与」の意味はその全てを第2条第8項に譲ることによって前段頒布・後段頒布の解釈に係る問題は解決します。

また、第2条第3項を次のように改め新たに「動画の著作物」を創設し、現行の「映画の著作物」はその一部分とするよう要望します。

> (現行) 3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に> 類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、> かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

> (変更後) 3 この法律にいう「動画の著作物」には以下の各号に> 掲げる著作物を含むものとする。また、「動画の著作物」のうち、> 第二号に掲げるものを特に「映画の著作物」とする。

> 一 視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、> 物に固定されている著作物（次号に掲げる著作物において複製> されている著作物で、個人的に又は家庭内その他これに準ずる> 限られた範囲内において視聴する目的に供される著作物を含む。）

> 二 視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、> 物に固定されている著作物のうち劇場等の施設において公衆に> 上映することを目的とする著作物

新たに定義する「動画の著作物」は旧来の「映画の著作物」のような特権的な地位を占めるものとせず、飽くまで「映画の著作物」は興行形態の特殊な事情により「動画の著作物」と言うカテゴリの中で特権的な地位を占めるものと定義することで、より国民感情に合致したものとなるはずですが、

これに伴い、第26条はその名称を「頒布権」より「興行配給権」に改め、当初の立法趣旨を明確にすると共に、同条及び第26条の2より「映画の著作物において複製されている著作物」を包含もしくは除外する旨の現行規定を削除することにより、前記二条文の恣意的なる拡大解釈を明確に排除すべきである旨を指摘し、その実現を要望致します。

御氏名及び御所属（会社名・学校名等又は職業）

御住所及びお電話番号

御意見（記載要領参照）

1. に関わるものです。
著作権はこれからの我が国の基幹となるものであり、十分な保障を必要とすることは明かです。しかし、過剰な権利の保護はかえって公正な競争を阻害し、知的財産立国としての立場を危うくします。シングも述べているように、現在の創作はほとんどすべて何らかの過去の創作物から影響や刺激を受けているものです。ところが、過剰な著作権保護は、このような創作を制限し、過去のすぐれた創作物が埋もれていくことにもつながります。そしてそれは、そこから派生できるはずだった新たな創作も埋もれさせることとなります。

過剰な保護によって競争力を失った農政のような失敗を繰り返してはなりません。
（いや今や農政ですら「守り」から「攻め」を打ち出しています！）

重要なことは

【価値のある著作物を守る】

ことであると同時に

価値ある著作物となりうる

【新しい創作を刺激する】

仕組みでなくてはならないと言うことです。

今あるものだけを守っているのは国際競争に勝てません。

新しい価値を生み出すしくみづくりこそが重要なことです。

また、その【価値は市場が判断する】ことも特に重要です。

そこで著作権の価値評価を市場にゆだねる仕組みづくりを提案します。

原理は、著作物としての価値を決めるのは、著作者→市場しかあり得ないと考えます。

諸団体からの要望にもあるように、現状は著作物により保護のレベルに差があるように思えます。「著作物」の幅を広げ、保護対象を広げること必要であると考えます。

しかし「原則保護」は著しく創作活動を制限します。

そこで著作物として保護される対象を広げるとともに、

例外なく「原則無保護」とし、申請制度を設けるべきです。

ただし、そのためには申請制度が簡略なものである必要があります。

インターネットなどで迅速かつ容易に申請できる仕組みにしなければ意味がありません。

行政書士などを通さなくてはいけないような「コスト」のかかる仕組みを作ることは、

優れたアイデアを埋もれさせ、国際競争力をなくすことにつながるでしょう。

ここから先は市場が判断します。申請のあったものに価値が認められれば交渉が始まり商品となるでしょう。

インターネットなどで、著作物へのアクセスはなるべく簡単な方法をとるべきです。

テキストで要点のみを掲載するのであれば現在の技術でも十分可能であると考えます。

交渉は国が行う必要はありません。直接連絡しあってもらえばいいのです。

もちろん、安全性に配慮して、サイトに入ることを登録制にしたり、役所内からのみアクセス可能な方式にすることは検討に値すると思えます。

便宜上、管理団体が仲介をしてもよいと思いますが、管理団体を通すかどうかは当事者に任せられるべきです。独占的な管理団体が一律に価値を決めるような

ことがあってはいけません。ニーズが少ない著作物は使用料を値下げするなどの市場原理が働くような仕組みにするべきです。

現状の硬直化した著作権管理ではなく、多様性を保証できるような仕組みが必要です。

先日もダンス教室の著作権違反がニュースになっていました。営業として行っている以上、負担は当然かとも思えますが、特に音楽などの場合、著作物利用が大企業に有利なくみになっています。たとえば、テレビなどのマスメディアは事実上音楽使用料

を大幅に節約できています。一方零細な業者は明らかに負担

できないレベルの著作権使用料を要求されます。今後、零細な業者がつぶれていくことが我が国の

文化を生み、新しい創作につながると思えません。ダンス

音楽の作者のすべてがそれを望んでいるとも思えません。

もちろん、ことはダンス教室にとどまりません。

演奏権を保証することが、結果として「演奏を不可能にさせている」のが現在の状況なのです。

著作権管理そのものにも市場原理を導入するなどして、もっと柔軟な著作権管理のしくみをつくる
ことが必要ではないでしょうか。
柔軟な著作権管理を許し、著作権を「商品」として市場原理にゆだねる、ことこそが知的財産立国
には必要だと考えます。
それは、新たな著作者にとってもチャンスの拡大を意味します。チャンスを求めて新しい才能が日
本に集まってくることも期待できるでしょう。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[1. 関連]

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

-----BEGIN PGP SIGNED MESSAGE-----
Hash: SHA1

著作権法改正要望事項に対する意見

1. 氏名・所属(職業): [REDACTED]
2. 住所・電話番号: [REDACTED] (以下プライバシー保護のため暗号化して末尾に掲載)
3. 意見: 著作物の定義の分野について以下可能な限り簡潔に書いていく

(1)(3)(4) ... 他の既存の法・権利で十分と考えるから権利付与反対。

【暗号化した個人情報】
貴省CA発行の「シリアルNo: [REDACTED] の公開鍵」で暗号化しています。
*****暗号文ここから*****

[REDACTED]

*****暗号文ここまで*****

以上

-----BEGIN PGP SIGNATURE-----

Version: [REDACTED]
Comment: [REDACTED]
Comment: [REDACTED]

-----END PGP SIGNATURE-----

以降、分類2, 3, 4, 5, 6, 7, 9]について書いていく。

[REDACTED]

[REDACTED]
電話 自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

著作権法改正要望事項 [1] 著作物の定義 (1)について

公開されている1の(1)に対する意見は、各業界の現状を鑑みれば、察するところはあ
るが、法は公の定めであり、特に著作権法のように、国民全てが関わる法の改定に際
しては、慎重を期すべきと考える。

提示されている、応用美術や図柄の著作権による保護を考える場合、先ず、法が定
められた目的をどう解釈するかが問題である。著作権法は、「この法律は、著作物並
びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利
を定め、これらの文化的財産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図
り、もって『文化の発展に寄与する』ことを目的とする(著作権法第一条)としてお
り、国民の表現の自由と権利を考慮し、文化的財産の保護と育成にその主眼を置いて
いるのに対し、比較される意匠法は、「この法律は、意匠の保護及び利用を図ること
により、意匠の創作を奨励し、もって『産業の発展に寄与する』ことを目的とする」
(意匠法第一条)としており、はっきりと産業活動での利用を謳っている。この点から
考慮すれば1の(1)で述べられている意見は、産業活動としての利益、つまりプロとし
ての利益保護に主眼を置いた意見なので、本質的には意匠法の変更を求めるところ
が多いと思われる。なぜなら、著作権はその保護期間が、創作者の死後50年と長い
ので、安易にデザインや図柄を著作権で保護した場合、後身の者の創作の幅を極端に
制限する結果となり、著作権法の目的が達成できない可能性があるからである。

更に考慮すべきは、著作権法の「類似」及び「同一」に対する解釈である。昭和53
年9月7日最高裁判所において下された「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー
事件」の判決では、「既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、後の作者に
おいて既存の著作物の存在・内容を知らず、それが既存の著作物に依拠して複製され
たものでないときは、複製したことにあたらず、著作権の侵害とはならない」として
いる。これは著作権法の精神から鑑みれば妥当な判決といえるが、であるならば、仮
にデザインや図柄のような限られた条件での創作を著作権で保護したとしても、上記
のような善意の者の類似或いは、同一の作品が制作される可能性は高いので、1の(1)
で意見を述べている方々が希望するような保護はできないと考えられる。

以上の観点から、私は現在、不確定な「美術」と「応用美術」との判断基準をより
明確化することを目的として、著作物の条件として「創作者の自由な意志と条件によ
りて創作された物」という内容の条文を追加することを提案する。

次に、デザイン等を起こす場合発生するラフデザインや試案についてであるが、こ
れらの著作権についても上記と同様で、目的を限定した物であれば、著作物ではなく
産業美術として、意匠により保護されるべき物であるといえる。知的財産権の空白が
できるという意見も有ったが、小説や絵画にしても、いきなり作品を完成するわけ
ではない。下書きやデッサンを重ね、一つの作品に仕上げるわけで、それらの下書きや
デッサンも発表されるわけでもないで、仮に第三者によって類似した作品が発表さ
れたとしても、それに抗することはできないわけであるから、それを取り立て、著
作権による保護を与える理由とはならないと考える。

しかし、本の表紙等に用いられている絵画は、その制限度合いに因るが、仮に本文
の内容を図案化するといった程度の制限であるならば、創作者の創造性を著しく制限
するものとは考えにくい、従って創作された絵画は十分に著作物としての保護を受け
れると考えられるが、これは著作権法の解釈の問題であり、裁判で争うべきことで、
法を改定する必要はあるとは考えられない。

また、図柄についてであるが、これは制限を受けず、また目的を限らずに創作する
ことは不可能という意見も有るかもしれない。確かに俳句や短歌のように、制限を受け
ながら、著作権を認められているものもある。伝統工芸などに用いる図柄、例
えば「伊勢型紙」等は、その芸術性も認められており、著作権を認めても良いとは考
えられるが、逆に図柄の段階で著作権を与えることは、それらを用いて作品を完成さ
せる作者の創作の妨げとなる可能性を含んでいる。こうした図柄はあくまで中間加工
品であるので、その段階での著作権の付与は躊躇される。しかし、伊勢型紙を用いて
完成した布地については、その著作権は認められると考える。これは染めの段階にお
いて、その表現が変化し、第三者による変更も不可能と考えるからである。また同
じ型紙を用いても、その染色方法を変化させることにより、表現が変化し、他の布
地との差異を確定することは容易であり、創作者の意図を第二、第三者に伝える
手段として有効と考えるからである。そうした場合、その特性から審判と同様に
できるが、図柄を起こした者が、染めまでを指示し、慣習した場合、瓶画と同様に保
護できるものと考えられる。それを共同著作とするか、個別とするかは、司法の判断に
よると考える。しかし、これは現行の著作権法で十分保護できると考える。

最後にデザインやイラストに基づく「キャラクター」の保護についてであるが、

キャラクターについて最高裁判所は平成9年7月17日「ボ・パイ・ネクタイ」の判決で、「キャラクター」とは、具体的な表現そのものとしてではなく、その思想又は感情を創作的に表現したものである」として、キャラクターそのものを著作物として保護するべきであると判断した。また、「キャラクター」とは、単なる記号やイラストではなく、その思想又は感情を創作的に表現したものである」として、キャラクターそのものを著作物として保護するべきであると判断した。また、「キャラクター」とは、単なる記号やイラストではなく、その思想又は感情を創作的に表現したものである」として、キャラクターそのものを著作物として保護するべきであると判断した。

以上

氏名：[REDACTED]
所属：[REDACTED]
住所：[REDACTED]
電話番号：[REDACTED]
意見：「1. 著作権の定義」について
著作権法は第一条の目的により、第2条において著作物の範囲を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義しています。よってこれにのっとり以下において検討します。

(1) 図案、デザインなどの応用美術を著作物として明文で保護については、これらはデザインを著作権法において保護すべきとされているものであるが、これらのものは意匠法第2条に規定されているものとは異なり、著作権法によって2重に保護すべきとされているに他なりません。これらのデザインは、一部の「シャツ」にみられるように、自己の思想を表現したとみられるものでもありますが、多くは工業用デザインであり、「思想又は感情を創作的に表現したものである」とは言いえない状況であります。これにもかかわらず、安易にこれらのデザインを著作権法により保護することは、著作物一般に対する法の保護範囲の不明確性をもたらす危険性があります。一定の料金を支払った上で、15年の保護をうけられるというもので、一方の著作権法は無方式に権利が発生し、著作物の死後50年まで権利が存続するというものであり、保護の要件、効果にかなりの差がみられるものとなります。とすれば、権利の空白期間の防止のための規定として、意匠法よりは限定的な保護をもたらすという、あべこべの結果をもたらします。また、とくに工業用デザインに関しては、軍の用に供したものであっても似たようなものにならざるを得ないものがある等、無方式主義がかえって争いのもととなる可能性があったり、デザインはそれ自体の利用の寿命が短く、著作権法のような長期の保護にむかないものであります。これを著作権法の保護の対象とすることは意匠法との抵触をまねき、これについては意匠法、不正競争防止法によって解決すべき問題であるとし、著作権法による保護対象とすることは反対します。

(3) 「工業ノウハウが設計図面等に表現されたもの」を著作物として明文で保護。工業ノウハウは、そもそも「思想又は感情を創作的に表現したものである」と「アイデア」ではありません。これらの知覚化として、設計図面があるものであり、これらは著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものである」として著作権法による保護の対象物として適当ではありません。これらのアイデアは特許出願、そしてその審査に際して進歩性が認められれば特許法により、また秘密性を有していれば不正競争防止法により、一定の要件のもとで保護の対象となります。また、中国などへの技術流出は、相手国において保護の対象としなければ意味がないものであり、特にわが国において法律の保護の対象とする益がありません。以上により、工業ノウハウを著作権法により保護することは「表現物」を保護するという、著作権法の目的をはずれたものであり、かつ法律の保護が既にあるものであるから、益がないとし、反対します。

(4) 「学習システム」を著作物として明文で保護。「学習システム」としての定義が漠然不明確であり、また「思想又は感情を創作的に表現したものである」とは言えません。単純な複製はすでに著作権法により禁止されており、またアイデアや方法であるならば、著作権法の保護対象ではありません。よって(4)には反対します。

(6) 映画は文芸の著作物（原作・シナリオ）の二次的著作物という位置付けを改める。いわゆる「映画」としてのことは、原作が存在している著作物を映画化した場合、独立した著作物として扱い、原作者の許諾がなくても自由に利用、つまり映画化してもかまわない、といったものであり、なぜ映画化の場合だけ特別扱いしてもよいのかという理由が説明されていません。（同様のものには、漫画や小説をアニメ化するというものがある。どのようにアニメとして演出するか、といったことも創造性のある仕事である）したがって、理由なく映画のみの特別扱いをみとめるべきとする、(6)には反対します。そもそも、このような現象は、現状の著作権法における、原著作物に対する2次著作物、全てにいえることであり、新たな創造を加えるということに重きをおき、(6)のような講求をするのであれば、著作権を利用禁止として構成するのではなく、報酬請求権として構成しなすことにより対応すべきことであります。(6)で問題とされている現象は著作権は利用禁止として構成されていることに、全ての原因があります)

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[1.関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[1.著作物の定義 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見(1)について

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

著作権法で保護されるデザインは、[実際に商品として流通したデザイン]に限定してください。
【作られたデザイン】全てを保護対象にしたなら、売れているデザインに対し、実際にはそのデザインを考案していない・していても誰にも見せずに隠匿しておいたにもかかわらず「それは自分が先にデザインしたんだ。だからそのデザインの著作権は自分にある」と主張し、著作権料の名目で、実際に「新しいデザイン」を売り出した者から金品の支払いを強要する者が必ず出てきます。
そんな事が横行したら、だれも新しいデザインを作る人はいなくなってしまいます。

よって[原則保護]には強く反対します。

文化庁長官官房著作権課法規係御中

提出期限を過ぎてしまいましたが、可能であれば受領頂きたく、お願い申し上げます。

著作権法改正要望事項について【1.著作物の定義 関連】

1. 氏名及び職業: [REDACTED]
2. 住所及び電話番号: [REDACTED]
3. 意見

現行著作権法では、国、地方公共団体、独立行政法人等の作成する報告書、白書等の類は一定の経済的価値を有するとの理由から自由利用が認められておりませんが、これらは国民共有の財産としてその自由な活用が当然に可能であるべきと考えます。
したがって、著作権法の規定を次のように改正するよう要望します。

改正条項:

著作権法第13条及び32条

著作権法の一部を次のように改正する。

第十三条第三号を第四号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類するもの
第三十二条第二項を削る。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【1. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(1)の意見に反対します。

著作権法の究極的な目的は「文化の発展に寄与すること」であり(著作権法第1条)、
それ故、著作権による保護の対象となる著作物を、
「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」
に限定しています。

(1)は、「デザイン」を著作権法により保護せよとするものですが、そこでいう「デザイン」とは結局

『物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの』

のことであつて、

『公的な審査を受けたものだけが、登録料の継続的な支払いを条件として、15年間に限り保護を受けられるとされている「意匠」のこと』

をいっているに他なりません。

したがって、(1)の意見は、結局「意匠」について、排他的な保護を受けるための要件及び保護の範囲の変更を求めるものにすぎず、それは意匠法の改正問題として、経済産業省主管のもとで行うべきものです。

「美術の範囲」にすら属さない「デザイン」を産業上の利用可能性があるからといって「著作物」に取り込むことは、「著作物」の範囲についての統一的理解を困難にするだけでなく、意匠法との抵触問題を引き起こすこととなります。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【1. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(3)の意見に反対します。

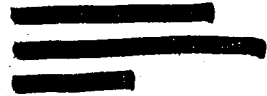
著作権法の究極的な目的は「文化の発展に寄与すること」であり(著作権法第1条)、
それ故、著作権による保護の対象となる著作物を、
「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」
に限定しています。

(3)は、工業ノウハウを著作権による保護の対象とせよとするものですが、
工業ノウハウというのは著作権法が保護すべき「表現」ではなく「アイデア」にすぎません。
そして、工業ノウハウの保護については、それが秘密性を有しているときは不正競争防止法で一定の要件のもと保護されています。

著作権法は「アイデア」ではなく「表現」を保護するものであるという基本的な考え方
ですので、(3)はこの場で検討されるべき意見ではありません。

なお、(3)においては、中国への技術流出を引き合いに出していますが、
それを防ぐためには中国において工業ノウハウを保護する法律を制定させればよく、
また、中国にそのような法律を制定させなければ、日本の著作権法で工業ノウハウを保護させても
意味はないと思われま。

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房著作権課法規係 御中



「著作権法改正要望事項について【1 関連】」

1. 著作物の定義

○ 著作物の定義

著作権についての法教育という観点からはできるだけ例示されている方が有用である。特に今日解釈上補っている部分で、著作物（法2条1項1号）の要件を満たすものについては、法第10条の例示列挙において、明示しておくべきと思われる。すでに解釈上保護されているという理由で改正を見送るという事態は避けるべきである。他方で明示的に保護することによって、新たに利用者との調整を図る必要が生じることもあろう。「著作物の定義」と直接の関連性はないが考慮される事項と思われる。

- (1) 図案、デザインなどの応用美術を著作物として明文で保護
これらを著作物として明文で保護する必要性は理解できる。ただし、あわせて各著作物が性質上不可分に利用される場合に利用許諾の簡便性も考慮する必要もある。
- (2) 「テレビの生番組」を著作物として明文で保護
生と録画で異なる扱いをすべき合理性がない。明文で保護すべきと思われる。
- (3) 「工業ノウハウが設計図面等に表現されたもの」を著作物として明文で保護
(1)と関連して工業デザインとして保護すべきと思われる。
- (4) 「学習システム」を著作物として明文で保護
これが「著作物」の範疇かは疑問が生じる。システムそれ自体はアイデアではなからうか。仮に保護が必要だとすると、別途の保護すべき事項のように思われる。

○ その他

(5) 「写真の著作物」にはVTRの静止画を含まないとする。
資料中、「写真の著作物」と「VTRの静止画」が異なるものであるという見解は理解できる。ただし、実演家に複製権を認めるというのは別議論である（資料中「占有」は「専有」か?）。隣接権者の権利拡大は権利関係を複雑化させるので慎重な態度が必要というべきである。

(6) 映画は文芸の著作物（原作・シナリオ）の二次的著作物という位置付けを改める。

確かに、映画の著作権者と同様、映画に関して特段の配慮が必要であるという議論の余地はある。しかし、一般的に「二次的著作物」から著作物の「映画化」（法第2条1項11号）を排除するというのは暴論である。

もともと、「二次的著作物」といっても態様は様々であり、必ずしも原著作物の権利が及ぶこと自体が妥当とも言えない場合もある。本項目と直接の関連性はないが、むしろ二次的著作物に及ぶ原作者の権利内容について検討する必要があると思われる。（ex.原著作物にはない支分権については、二次的著作物自体侵害物でない限り、権利を認めないなど。）

ところで、「ゲームの著作物」について、最高裁判例はあるものの、「映画の著作物」に含まれるべきか疑わしい。現行法解釈の問題とは別に、立法政策的に「映画の著作物」とすべきかどうか判断し、（いずれにせよ）明文をもって規定するべきである。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[1. 関連]

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (3) 『「工業ノウハウが設計図面等に表現されたもの」を著作物として
明文で保護』について

反対します。
「工業ノウハウ」が、いくら創造性にあふれているとはいえ、本来ならば
特許・実用新案等の産業保護で保護されるべきであり、著作権で守られるべき
必要性を感じません。いくら中国が保護を実施しているとはいえ、その他の
国はどうなのか、十分に検討する必要があります。
たしかに、安易な模倣については、なんらかの対策が必要とも思いますが、
著作権である必然性はありません。

意見: (4) 『「学習システム」を著作物として明文で保護』について
反対します。
細目(3)同様に、これは産業保護で解決すべきものであり、著作権に組み
入れるものではないと考えます。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc: [REDACTED]
件名: 著作権法改正要望事項について[1. 関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明しま
す。

氏名: [REDACTED]
所属: なし(一個人としての意見です)
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、
本メールの返信先へ御連絡ください。
意見: 以下の通りです。

----- 意見ここから -----

【1. 著作物の定義】
「その他」(6)について

(6)の要望には反対である。
「映画は文芸の著作物(原作・シナリオ)の二次的著作物
という位置付けを改める」などという映画製作者の要求は、
身勝手極まるものである。映画もまた二次的著作物の原作と
なることが少なくないが、この場合の原作者としての権利を
映画製作者自らが放棄することを前提に要望するものであれ
ばまだしも、自分が二次的著作物を製作するときのみ原作者
の権利を制限しようというのでは虫が良すぎる。
文芸の著作物が原作とされる場合は、当然 映画は二次的著
作物である。その定義を覆し、映画製作の時にだけ原作者の
権利を制限することなどできまい。
シナリオと映画との関係を考えても、シナリオが映画の制
作を前提に書かれているとは言え、それぞれ別種の著作物で
ある。それぞれが「思想又は感情を創作的に表現したもの」
であり、芸術として成立した作品である。シナリオをもとに
映画が制作される以上、二次的著作物としての位置付けが覆
せるものではない。
映画制作に携わる者(監督を含む制作スタッフ——つまり
本来の「著作権者」)の観点からすれば、現実問題として著作
権者と認められているのはシナリオ作者のみである。他は不
当にも、映画製作者が権利を「横取り」しており、特に映画
の著作物の内容に全責任を負う監督が著作権を得るためには自
らシナリオを書くことしか方法が残されていない。
映画作品が本来 誰の「思想又は感情を創作的に表現した」
のかを考えれば、映画製作に限定した上であっても、シナリ
オ作者から原作者としての権利を取り上げるべきではない。
著作権を守るのが著作権法の役割である(二次著作物に開
ける原作者の権利を一律に制限するのであれば、また別の議論
となる)。
なお、上と同じく 誰の「思想又は感情を創作的に表現した」
のかという観点から、映画の著作物そのものの著作権は監督
にすべきと考えることも付記しておく。
ともあれ(6)の要望には断固反対である。

----- 意見ここまで -----

【1. 著作物の定義関連】

意見(2)(3)について

意見のうち(2)「テレビの生番組を著作物として明文で保護
について、現在テレビ放送では著作権保護目的の暗号化
を行っており、過度の著作権保護の可能性もあり、慎重に
考えて頂きたいと思っております」

(3)の工業ノウハウの著作物としての明文については、

特許関連法との位置付けが考えられる。

今後特許・実用新案関連と重複の可能性もある

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 勤務)

「1. 著作権の定義」について

著作権法の究極的な目的は「文化の発展に寄与すること」であり(著作権法第1条)、それ故、著作権による保護の対象となる著作物を、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に限定しています。

(1)は、「デザイン」を著作権法により保護せよとするものですが、ここでいう「デザイン」とは結局「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」のことであつて、公的な審査を受けたものだけが、登録料の継続的な支払いを条件として、15年間に限り保護を受けられるとされている「意匠」のことをいっているに他なりません。

したがって、(1)の意見は、結局「意匠」について、排他的な保護を受けるための要件及び保護の範囲の変更を求めるものにすぎず、それは意匠法の改正問題として、経済産業省主管のもとで行うべきものです。「美術の範囲」にすら属さない「デザイン」を産業上の利用可能性があるからといって「著作物」に取り込むことは、「著作物」の範囲についての統一的な理解を困難にするだけでなく、意匠法との抵触問題を引き起こすこととなります。したがって、(1)の意見には反対します。

(3)は、工業ノウハウを著作権による保護の対象とせよとするものですが、工業ノウハウというのは著作権法が保護すべき「表現」ではなく「アイデア」にすぎません。そして、工業ノウハウの保護については、それが秘密性を有しているときは不正競争防止法で一定の要件のもとで保護されています。したがって、著作権法は「アイデア」ではなく「表現」を保護するものであるという著作権法の基本的な考え方を根底から覆す(3)の意見には反対します。なお、(3)においては、中国への技術流出を引き合いに出していますが、それを防ぐためには中国において工業ノウハウを保護する法律を制定させればよく、また、中国にそのような法律を制定させなければ、日本の著作権法で工業ノウハウを保護させても意味はありません。

(4)は、「教材」を、教材に含まれている著作物等の保護とは別個の著作物として保護せよという意見のようですが、「教材」の定義がこなれていないこともあって、その必要性に疑問があります。

(6)は、他人の原作をもとに新たな著作物を創作する場合であっても映画の著作物については特別扱いせよとするものですが、何故に映画の著作物だけが特別扱いを受けてしかるべきとするのか不明です。

問題は、著作権法28条に定める原著作物の著作権者の権利が、報酬請求権ではなく、利用禁止権として構成されていることにあるのですから、二次的著作物が映画の著作物である場合に限らず、二次的著作物の原著作物の著作権者の権利を、利用禁止権から、報酬請求権へ変更することこそが抜本的な解決に繋がります。

「2. 著作権者の権利」について

(7)は、要するに、著作物の複製物の中古品を販売した物に対して上納金を著作権者に納めさせよとするものです。工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については中古品市場が形成されることも、日本のみならず世界各国で共通している事象です。それなのに、なぜ、日本の、著作権者のみが、中古品の販売業者の営業努力の成果を搾取することが許されるのか、全く理解不能です。したがって、(7)の意見には反対します。

(8)は、最高裁判決の趣旨を明文化せよというのですが、「条文を読めば、権利義務の範囲が明らかにわかる」という法の理想に近づけようというものですから、(8)の意見には基本的に賛成です。

(10)は、コピー問題の伴わない貸与については貸与権の対象からはずせということと、書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めよというものです。前段部分については、借主が借りてきたオリジナル商品の私的複製物を製作して返却するという利用法が通常とされるものについては、通常の工業製品の貸与と何ら変わるころはなく、当該工業製品に自己の著作物が用いられている者にだけ、貸与権(貸与に対する報酬請求権を含む)を付与する理由はありません。ベルヌ条約は貸与権の創設をそもそも加盟国に義務づけていませんし、WIPO著作権条約も、私的複製物を製作するために貸与を受けるという利用法が通常化していない場合にまで貸与権を創設することを義務づけていません。そして、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については、使い捨てをやめ、レンタルなどを活用することが、環境立国日本の国是にも沿うことを考えるならば、貸与権の範囲を限定する(10)の前段の意見に賛成します。

後段の部分については、前回の著作権法改正により書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与禁止権を付与することとした際に、著作権者側の代表は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等という国民や国会議員を安心させておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、「ことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」という組織ができあがっています。このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか罰金を受けることを甘受するかという選択を論理的には迫られることとなります。書籍・雑誌等は、著作権者側で理想の読者として想定する高額所得者だけが享受すればよいというものではないことはいまでもないことではありますが、このままでは、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍について、低所得者や子供たちはこれを閲覧し、それをその精神の発展に活かすことができなくなります。もともと文化庁やコミック作家等は、レンタルコミックなどの収益の一部を漫画家に還元すべきという国会議員を説得して法案を通したのに、改正法が「貸本業撲滅」という、国会が予定していない事態を生じさせることになってしまいました。そのような事態は可能な限り回避すべきであり、したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに「ことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」という組織が成立する見込みがないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は(10)の後段に賛成します。

(13)は、要するに漫画喫茶等でコミックを利用した場合に漫画家に上納金を支払うようにせよとするものです。しかし、工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、工業製品を購入した者がこれを活用して利益を得るともまた、日本のみならず世界各国で共通している事象であります。当該工業製品を活用した利益を得たらその一部を、当該工業製品に用いられている知的財産に関する権利者に「還元」しなければならないと一般に考えられています。なぜ、漫画家だけは、その作品の購入者がその創意工夫と営業努力の結果生み出した利益の一部を搾取できてしかるべきだと考えられるのか、私には不思議でなりません。したがって、私は(13)の意見には反対します。

漫画喫茶においては、正規に出版された書籍を仕入れて活用しているのであり、経済学的な意味での「フリーライド」は全くありません。漫画喫茶が不当に利益を得ているのであれば、漫画家ないし出版社が漫画喫茶ビジネスに参入すればよいのであって、その程度のことをも行わずに、ロビー活動により漫画喫茶等が得た利益の一部をピンハネしてしまおうというのは、経済学的に見て何ら筋は通っていないのみならず、道徳的に見ても

問題があるといえます。

(57)は、商業目的の「調査研究」を目的として文献の複製を求める者に対して図書館等はこれに応ずるなどとするものです。

しかし、図書館等には、もはや市場では入手困難な貴重な文献が多く収蔵されており、そのような貴重な文献は往々にして「貸出禁止」扱いにされていることが多いようです。すると、貴重な文献の必要な部分の写しを手元に置いて「調査研究」を行うことが企業等には許されないということになり、我において、企業が商業目的で行う「調査研究」の質は大いに低下することが予想されます。

商業目的であれ、質の高い調査研究が行われ、これが公表されることは、我が国の文化の発展に大いに寄与するものであるところ、これを阻害するような法改正というのは、我が国の文化の発展に寄与するという著作権法の究極の目的に反するものであるといえます。したがって、私は(57)の意見には反対します。

(58)は、図書館等における複製は、複製物を図書館内の利用者に交付できる場合に限定せよとするものです。

しかし、図書館等には、もはや市場では入手困難な貴重な文献が多く収蔵されており、そのような文献の中には、ごく少数の図書館にしか収蔵されていないものが少なからずあります。特定の研究のためには先行論文等に引用されている当該文献等入手しなければならないことも少なからずあるわけですが、その場合に、当該文献を所蔵している図書館まで出向かなければならないとすると、研究者の時間と交通費を無駄に浪費させることとなります。場合によっては、予算等との関係で当該研究を断念せざるを得なくなる場合すら生じます。

また、そのような希少本以外についても、研究者に図書館に出向く時間と費用を浪費させることだけを目的とする法改正を行うことが、我が国の文化の発展に寄与するものとは思えません。

したがって、私は(58)の意見には反対します。

(61)は、図書館における複製に対し補償金制度を設けよというものです。

国も地方公共団体も財政難で、図書館にかけられる予算が大幅に増加することが期待できない現在、利用者のための複製に対して補償金を支払えと言ふことになれば、多くの地方公共団体で図書館を廃止するか、文献複製サービスを中断せざるを得ない事態を招きかねません。また、図書館等において利用者に対し補償金相当額を複写料として上乗せすると言ふことになれば、一部の富裕層以外は、必要な文献を入手してこれを読み込んで特定の研究を行うことが困難になるとも予想されます。

既に刊行されている書籍・論文等の著者の多くが、必要な参考文献等を図書館等で複製して使用しておきながら、未来の研究者に対しては金を支払えというのは、あたかも天に吐くようなものです。

私は、(61)のような、我が国の文化の発展を阻害する方向での改革には反対します。

(46)及び(47)は私的録音録画補償金の問題です。現在の私的録音録画補償金は、(ア)著作権の付いた音楽やテレビ番組等の録音・録画に対象機器を用いなくとも権利者団体へ間接的に上納金を納めさせられる一方、(イ)私的録音録画補償金の対象となる機器を購入して権利者団体へ間接的に上納金を納めたからといって、多数説によれば企業内コピー等が適法にならないという問題があります。(ア)の問題(すなわち、私的録音録画に用いないのに補償金を上納させられる)は、汎用機器を録音録画補償金の対象に含めることによりさらに拡大します(例えば、データ用CD-Rの主要な用途は、特にオフィス・ユースに關していえば、なおも自分たちで作成した巨大なファイルの受け渡しです。最近ではフロッピードライブのないパソコンが増えたのと、セキュリティの関係で添付ファイル付きのメールをはじめとて増えてきたので、このような用途でCD-Rを使用する機会が増えています。)。また、(イ)の問題があるため、録音録画補償金の対象となる機器を企業ユースで購入した場合には、まさに「お金は上納させられるは、複製は禁止されるは」で「E*%\$J!V\$d\$d\$%\$%\$C\$?/\$\$!W>uBV\$K4Y\$K\$3\$H\$K\$J\$J\$`\$9!#\$3\$N\$h\$&\$J!V%O%\$%3%9%#H!&%N!K%\$%?K%\$!W\$N6/@\$!HF\$MQ5!4o\$K\$`\$G3HD%\$5\$!\$K\$N\$G\$G\$O!`8`Mx`したがって、私は(46)(47)には反対です。また、仮に企業内コピーには著作権法第30条1項が適用されないとするならば、企業が私的録音録画補償金の対象となる機器を購入した場合は、補償金の上乗せ分を店頭で返還することを義務づけるべきだと思います。

(49)は、技術的保護手段がとられているレコード等については私的録音録画金の配分を受けられないようにするなどの抜本的な改正を求めるものです。複製を技術的に規制しておきながら私的複製に対する補償金をもらうというのはある種詐欺的であるとすら言えますから、当該機器を用いての複製が技術的に制限されているコンテンツの権利者には補償金が分配されないような制度が必要だと思います。

(50)は、スキャナ等についてもデジタル複写補償金制度を導入せよというものです。しかし、出版物のデジタル複製に用いるという用法はスキャナ等の主たる用途とは言い難いのが現状です(例えば、法律事務所であれば、相手方の準備書面をスキャンし、OCRソフトを利用してテキストデータに変換し、反論の準備書面を作成する作業を容易にするという用途が主流でしょう)。それなのに、なぜ出版界がスキャナ等に関して補償金を配分せよと要求できるのか私には理解できません。したがって、(50)の意見について私は反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【1.関連】

氏名:

所属:

住所:

電話:

意見: (6)について

通常、他人の著作物にもとづいて新たな著作物を創作する場合はアニメや漫画の同人誌

の様に二次著作物として扱われるのが普通だと考えます。

映画の場合に特別に対応が必要な理由が不明です。

したがって、(6)の意見に反対します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【1. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【1. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(1)
1-3P
「没デザインにも著作権を主張できるようにし復活を果たしたアイデアが無断で使用されることのないようにするべき」という論旨には賛同
ただし意匠との区別化の意図が不明
排他的な運用がなされないように留意した上でなら容認
4P
大量のカラ登録による排他的な運用がなされないように留意した上でなら容認
5P
大量のカラ登録による排他的な運用がなされないように留意した上でなら容認
6-8P
装丁やパッケージなども著作物と認めてほしいということと理解
複数の著作物の集合体である品物であるがゆえに
売れた一冊を担ったと自負しているのが買取が横行となっている現状に
印税方式のしやすくなってほしいと云いたいものと思われる
一方で買取契約にも利点はあるので
「選択肢を増やす」のなら賛成「切り替えるだけ」なら反対
「最低保証額+印税方式」も認めればなおよし

(2)
9P
放送形態上作り上げた瞬間に電波に乗って公開されているだけで
著作物として認めるのが妥当と思う

(3)
10P
不正競争防止法で一定の保護下にあるという話を聞いた
必要以上の保護にならないよう留意すべき
また、海外への流出を危惧しているようだが
それを防ぐためには海外で関連法を通すことが必要でお門違いではないか

(4)
11P
テキストとセットで運用されることを前提としているものについては
テキストの従属物として雑誌の付録程度の保護を与えてもよいと思われる
別個に認めるほどのものかという疑問

(5)
12P
文脈は考慮する必要はあると思われるがその趣旨には賛同
しかし指摘のあった「動画から1フレームを取り出して写真」については
スポーツカメラマンなどがたとえばファインプレーの瞬間に連続して写真を撮り
そのうちの1枚から数枚を使用することなどがそのままではまってしまうため
「写真を取り出すための動画から切り出した静止画」と
「動画として配信するための動画から切り出した静止画」を
区別する必要があるかと思われる

(6)
論外、却下
映画だけ特例とする根拠がない

著作権法改正要望事項について【1. 関連】

氏名
住所
電話番号
意見

[REDACTED]
下記のとおり

著作権法の究極的な目的は「文化の発展に寄与すること」であり（著作権法第1条）、それ故、著作権による保護の対象となる著作物を、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に限定しています。

(1)は、「デザイン」を著作権法により保護せよとするものですが、そこでいう「デザイン」とは結局「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの」のことであつて、公的な審査を受けたものだけが、登録料の継続的な支払いを条件として、15年間に限り保護を受けられるとされている「意匠」のことをいっているに他なりません。したがって、(1)の意見は、結局「意匠」について、排他的な保護を受けるための要件及び保護の範囲の変更を求めざるべきものです。「美術の範囲」にすら属さない「デザイン」を産業上の利用可能性があるからといって「著作物」に取り込むことは、「著作物」の範囲についての統一的な理解を困難にするだけではなく、意匠法との抵触問題を引き起こすこととなります。したがって、(1)の意見には反対します。

(3)は、工業ノウハウを著作権による保護の対象とせよとするものですが、工業ノウハウというのは著作権法が保護すべき「表現」ではなく「アイデア」にすぎません。そして、工業ノウハウの保護については、それが秘密性を有しているときは不正競争防止法で一定の要件のもと保護されています。したがって、著作権法は「アイデア」ではなく「表現」を保護するものであるという著作権法の基本的な考え方を根拠から覆す(3)の意見には反対します。なお、(3)においては、中国への技術流出を引き合いに出していますが、それを防ぐためには中国において工業ノウハウを保護する法律を制定させればよく、また、中国にもそのような法律を制定させなければ、日本の著作権法で工業ノウハウを保護させる意味はありません。

(4)は、「教材」を、教材に含まれている著作物等の保護とは別個の著作物として保護せよという意見のようですが、「教材」の定義がこなれていないことであつて、その必要性に疑問があります。

(6)は、他人の原作をもとに新たな著作物を創作する場合であっても、映画の著作物については特別扱いせよとするものですが、何故に映画の著作物だけが特別扱いを受けてしかるべきとするのか不明です。
問題は、著作権法28条に定める原著作物の著作物の権利が、報酬請求権ではなく、利用禁止権として構成されていることにあることから、二次的著作物が映画の著作物である場合に限らず、二次的著作物の原著作物の著作権者の権利を、利用禁止権から、報酬請求権へ変更することこそが抜本的な解決に繋がります。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項に対する意見募集について「1. 著作物の定義」

(1) 氏名及び所属:

[Redacted]

(2) 住所及び電話番号

[Redacted]

(3) 意見

「1. 著作物の定義」

(52)の官公庁作成広報資料、報告書等の扱いについて改正条文を13条にすることを条件に支持します。官公庁作成広報資料、報告書等の図書館における複製を自由にしてほしいとの要望ですが、そもそも、これらの資料は官公庁が広く国民、都道府県民、市町村民に行政機関の活動を広報するための資料であって、それらの刊行物から収益を上げる意図はないものと考えます。したがって、これらは、むしろ著作権法13条の「権利の目的とならない著作物」に含め、広く国民、都道府県民、市町村民の利用に供されるべきものと考えます。なお、同様の意見を「4. 著作権等の制限」にも提出しています。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【1. 関連】

氏名: [Redacted]
所属: [Redacted]
住所: [Redacted]
電話番号: [Redacted]
意見:

通し番号(1)について。応用美術(いわゆるデザイン)についても著作物として著作権法の下で保護せよという要望があるようだが、これらは意匠法の下で既に十二分に保護されているものであり、意匠法の保護範囲を超えて保護する理由はなく、さらには意匠法の定める各種制約(登録制、保護期間の制限)を潜脱しようという目的で主張されているものであり、採用してはならない。

また、書籍の紹介をする際に、書籍の表紙の作家名を表示せよというのは非現実的な主張であり、健全な文化の発展のみならず、健全な産業の発展をも阻害するものであり、決して採用してはならない。

通し番号(2)に関連して。されていなければ著作物でないとしてTV番組の生放送が「固定」に含めよという要望が存在するようだが、みなされるため著作物の定義に含めよという要望が存在するようだが、生放送を録音したテープは著作物であるから、あえて法改正する必要はない。(ある映像を「固定」する作業こそが著作物の創作行為であることは言うまでもない。)

通し番号(3)および(4)に関連して。これらはアイデアを表現として保護せよという、著作権法の趣旨にそぐわないものであり、採用してはならない。

通し番号(6)に関連して。オリジナルの小説や漫画を下地にした映画は、現行法ではそれら原作の二次的著作物という扱いになり、従って創作が困難になっているという主張があるが、それら原作の著作権が禁止権になっていることが問題の原因であるから、禁止権ではなく報酬請求権とすべきである。

(6) 動画の著作物
マルチメディアの発展した現在、ゲームやTVなどで使用されるアニメーションなど、動画一般の著作物としての要保護性は高まっている。これらの「新しい著作物」は、しかしながら適切に対応する著作物の例示はなく、従って定義の類似する「映画の著作物」として、現時点では対応されている。

しかし、現行規定における「映画の著作物」は非常に広汎であり、また法制定当初想定されていた、興行としての映画を保護するための規定が、法の予定する範囲を超えて保護されるという不具合が存在するに至っている(最高裁判平成14年4月25日判決のように、判例で対応されているのが現状である)。

そこで、映画の著作物とは別に、これらの「新しい著作物」を「動画の著作物」として例示し、「映画の著作物」については、「劇場等の施設において公衆に上映する目的で配給される動画の著作物」と定義することで、制定当初の目的に沿った内容に不具合修正することが必要と思われる。

氏名及び所属
住所及び電話番号



意見

以下のとおり

関係団体からの著作権法改正要望に関連して、「1. 著作物の定義」に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

■「ゲームの著作物」の「映画の著作物」からの除外
ゲームソフト中古訴訟(*1)を契機に、「ゲームの著作物」が、「映画の著作物」とはあまりにも大きな相違点があることが顕在化してきました。そこで、新たに「ゲームの著作物」についての定義規定を設け、「ゲームの著作物」を「映画の著作物」とは別個の著作物と位置付けるべきだと考えます。

「映画の著作物」は、劇場その他の場所での公の上映や放送等を本来的な利用形態とする著作物で、このような利用に高い経済的価値を有する著作物です。それゆえ、著作権法2条1項19号後段は、「映画の著作物」についてのみ、「公衆提示目的の譲渡又は貸与」を目的として譲渡又は貸与することも頒布とする旨を定めているところです。

ゲームソフト中古訴訟で勝訴した中古販売店の方々が主張されたように、公衆提示目的の譲渡又は貸与（後段頒布）が映画の著作物の消尽しない頒布権の根拠であると考えられますが、ゲームソフトは後段頒布に高い経済的価値を有する著作物ではないと思われず。

「ゲームの著作物」の権利者団体は、消尽しない譲渡に関する権を要望し、日本経済団体連合会との間で関係者間協議を行っているようです(*2)が、その要望は、「公衆提示目的の譲渡又は貸与」は眼中になく、「公衆提示目的の消尽しない譲渡」に関して消尽しない権利又は報酬請求権を要求しているようです。したがって、「ゲームの著作物」の権利者団体は、映画の著作物にのみ認められている頒布権とは似て非なる権利の創設を要求しているものと思われず。

現在、この消尽しない譲渡に関する権利創設の協議には、本来的な「映画の著作物」の関係者が加わっていません。このことから消尽しない譲渡に関する権利の問題が、本来の映画の著作物の頒布権とは無関係の問題であることが明らかだと考えます。

平成7年4月26日、社団法人映画製作者連盟、社団法人日本ビデオ協会（現・社団法人日本映像ソフト協会）及び社団法人映像文化製作者連盟の三団体は、「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ報告書」に関する意見書「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ検討経過報告に対する意見書」を林田英樹文化庁次長（当時）に提出いたしました。そして、その中で、次のような意見を述べています。

「しかしながら、マルチメディア・ソフトなどの新たな形態の著作物が登場するまでは、従前の「映画の著作物」の定義に何ら問題は生じていなかったし、実務上の処理も円滑に行われていた。したがって、新たな形態の著作物が登場したからといって、従前から「映画の著作物」として保護されてきたものについてまで、その位置づけや保護の内容等の規定を改正する必要は全くない。マルチメディア・ソフトなど新たな形態の著作物が「映画の著作物」の概念に含めることに問題があるのであれば、それらの新たな著作物について、「映画の著作物」とは別の概念を定め、その新概念に対応する保護を定めれば足りる。」

消尽しない譲渡に関する権利の問題は、「ゲームの著作物」を「映画の著作物」の概念に含めることに問題があることを顕在化させました。そして、消尽しない譲渡に関する権利の問題は、本来の映画の著作物に関する問題ではないので、著作権法26条の「頒布権」の問題としてではなく、同法26条の2の「譲渡権」の問題として審議されるべきだと考えます。

そのためには、判例上「映画の著作物」とされている「ゲームの著作物」についての定義規定を新たに設け、「映画の著作物」の客体から「ゲームの著作物」を除外する立法措置が講じられることが必要ですから、これを強く要望いたします。

(*1)ゲームソフト中古販売訴訟最高裁判決（大阪事件）（最高裁判所 平成13年（安）第952号）
<<http://courtdomino2.courts.go.jp/schanrei.nsf/VH2/FADCC2G2E18BC40249256CB5000A074E70PENDOCUMENT>>

(*2)「関係者間で協議が進められている事項等」（第2回著作権分科会法制問題小委員会配布資料1）
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04093001/001.htm>

E-mail [Redacted]
TEL [Redacted] FAX [Redacted]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【1. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

1. 氏名及び所属

2. 住所及び電話番号

3. 意見

(6) について

反対です。
原作者がいなければ、そもそも、その映画が生まれることにはないでしょう。
原作者の権利が軽んじられるようなことが、なぜ映画にだけは許されるのか分かりません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望について【1. 関連】

1. 著作物の定義

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(1) 図案、デザインなどの応用美術を著作物として明文で保護

【賛否】反対します。

【理由】現在図案・デザイン等の応用美術については、著作権法第2条第1項第1号の規定に基づき、個別具体的に判断されているところであり、中には図案・デザインであってもこの著作物の定義に属さないものもあります。

このような状況のもと、図案・デザイン等を著作物の例示として明示的に規定するのは、場合によっては著作物でない図案・デザイン等を保護することにつながりかねません。このようなことは、著作権制度の趣旨からは妥当な結果とは言えないのではないかと考えます。

(2) 「テレビの生番組」を著作物として明文で保護

【賛否】反対します。

【理由】生番組においては、舞台等と同じく、製作者が出演者の動き等をコントロールできません。このため、生番組においては、著作物であるために必要な、作者の「思想又は感情」が、作者の思い通りにならないおそれが強くなります。したがって、生番組の成果として現れるものが、作者の思想又は感情と一致していないおそれが強くなります。

現在、生番組を著作物として保護していないのは、生番組にはこのような要素があるためと考えられます。音楽の演奏における指揮者や舞台の演出家が「作者」ではなく「実演家」として扱われているのも、これらの者が生の演劇や演奏をコントロールできないことが理由となっているものと考えられます。このことは、生番組も同様ではないかと考えます。

したがって、生番組は、そもそも「著作物」には該当するはずのないものであると考えます。仮に生番組が著作物だとしますと、生の演劇や演奏も著作物としないと整合性がとれなくなります。そうしますと、現在実演家として定義されている舞台演出家や音楽の指揮者も作者になることとなりますが、このような結論は妥当ではないのではないのでしょうか。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[1.関連]

(3) 「工業ノウハウが設計図面等に表現されたもの」を著作物として明文で保護

【賛否】反対します。

【理由】そもそも著作物であれば現在でも保護の対象となるのですから、更に重ねて明文に書き込む必然性に乏しいものと考えます。また、このような明文規定を置くことにより、あたかも「工業ノウハウ」という、アイデアの領域に属するものが、著作物として保護されるかの誤解を生むおそれがあります。

(4) 「学習システム」を著作物として明文で保護

【賛否】反対します。

【理由】「学習システム」というアイデアを保護することは、いわゆる「マーチ理論」に反することになり、著作権制度の根幹を揺るがすことにつながりかねないため。

(5) 写真の著作物にはVTRの静止画を含まないとする。

【賛否】反対します。

【理由】この要望事項により実現する状況は、実演家に複製権を付与すれば実現することです。この要望事項に書かれてある限定を施すことによる対処には、様々な弊害が起こることも考えられますので、より実演家の利益に則した法改正である、実演家に複製権を付与する主張をすべきで、他にも影響を与えるおそれのあるこのような要望により実現をすべきではないものと考えます。

(6) 映画は文芸の著作物(原作・シナリオ)の二次的著作物という位置付けを改める。

【賛否】反対します。

【理由】映画が文芸の著作物を原著物として利用して作成される以上、これらの原著物の権利を尊重すべきであり、映画だけがこのような特別扱いをされる理由に乏しいため。また、要望事項に書かれてある状況は、原作者や脚本家と契約を締結すれば実現可能であり、あえて法改正をして、文芸著作物の著作権を否定する必然性は存在しないものと考えます。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (3) について

工業ノウハウというのは著作権法が保護すべき「表現」ではなく「アイデア」にすぎません。そして、工業ノウハウの保護については、それが秘密性を有しているときは不正競争防止法で一定の要件のもと保護されています。したがって、著作権法は「アイデア」ではなく「表現」を保護するものであるという著作権法の基本的な考え方を根柢から覆す(3)の意見には反対します。なお、(3)においては、中国への技術流出を引き合いに出していますが、それを防ぐためには中国において工業ノウハウを保護する法律を制定させればよく、また、中国にそのような法律を制定させなければ、日本の著作権法で工業ノウハウを保護させても意味はありません。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【1. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【1. 関連】

①
②
③
1. 著作物の定義関連

要望中「(3) 「工業ノウハウが設計図面等に表現されたもの」を著作物として明文で保護」とありますが、工業ノウハウやアイデアそのものが著作物となることは、著作権の制度趣旨にそぐわないものと考えられるため、著作権法改正で対処すべきではないと考えます。

工業ノウハウ流出の懸念については理解しており、金型業界と同様の懸念を持っておりますが、現状でも「アイデアを文書化して民間企業に登録しておけば、著作権法によって、格安で特許と同様の権利が得られる」といった誤解があり、またその誤解につけ込んだビジネスも蔓延する中で、上記のような紛らわしい改正は、国民に大きな損害を与えることになるものと考えます。

mailto:*****

氏名: *****
所属 (会社、学校もしくは職業): *****
住所: *****
電話番号: *****
意見:

(3) に関連
(3) には反対です。
著作権法は「アイデア」ではなく「表現」を保護するものであるという著作権法の基本的な考え方を根底から覆す意見だと思います。
また、中国への技術流出を防ぐためには、中国において工業ノウハウを保護する法律が制定される必要があります。中国にそのような法律を制定されなければ、日本の著作権法で工業ノウハウを保護させても意味がありません。

(4) に関連
教材の複製の問題が著作権による保護になじむものかどうか、疑問です。

(6) に関連
反対です。
他人の原作をもとに新たな著作物を創作する場合について、映画の著作物だけが特別扱いされるべきではないと思います。

TEL
E-mail
著作権法改正要望事項について【著作物の定義、関連】

要望事項として上げられている「デザインの著作物」については、デザイン諸団体だけではなく、私どもNPOとして多くのデザイン現場、ビジネス現場を見ているものからしても当然の要望であろうと考えています。かなり以前から現行著作権法の中で不自然な取り扱いを受けてきた「デザインの著作物」を応用美術という概念から、実情にあった法定義をすべきであろうと考えます。

よって、著作権法第10条1項の著作物の例示に、「デザインの著作物」を加えることを望みます。現在、この例示は、おおむねとして示されていますが、現実には、この例示の範囲に入るかどうかの判断を紛争や司法の場においてもされることが多く、その場合、「デザインの著作物」は不当な扱いを受けることが多いのです。これは「デザイン著作物」の契約においてもそうです。つまり、著作権契約の足かせになっているわけです。

デザイン著作物に著作権を認めるか、否か。現在の著作権法の中では、デザインはまだ確かなポジションを得るには至っていません。デザインは意匠権によって保護されるのが原則だとして、著作権での保護は残念ながら多くの場合認められていないのが現状です。デザイン著作物が、美術工芸品として認められるか、あるいは美術の著作物や図形の著作物等に該当すると判断されたときの著作権法による保護がなされるとしているのが実情です。

しかし、この見解については賛同しがたい。実用品のデザインに対する保護の議論は、ここ数年盛んになっています。その理由は、意匠権に比べ、著作権が創作時点で権利が発生し登録が不要なことや権利期間が長いことなどがその背景にあるのですが、この部分だけでデザインに著作権を認める議論を仕掛けるのは本筋ではないように思います。なぜなら、この議論は、著作権法の精神と定義に戻り議論されることも必要だと思うからです。意匠権と著作権、どちらが優れているかという議論ではなく、そもそも性格の違う法律であることをまず認識すべきで、それぞれの法体系の中で判断されることが大切だと考えます。今まで著作権法の中では、デザインは純粋美術に対して応用美術という範疇で捉えられ、その著作物性（創作性）を判断されてきたのですが、ここでの応用美術という概念は現実のデザイン概念とはかけ離れています。実体に合わない基準で判断することは著作権法の精神に反するだけでなく、本質からズレてしまっています。

イギリスの著名な詩人、美術評論家であり社会思想家であるハーバート・リードは、すでに1934年にその著「美術と工業」において、「デザインを純粋美術に対する単なる応用美術であるとする考えを真っ向から否定」し、近代デザインの原理的指針を示しています。

現代日本においても、デザインの一般的定義は、広辞苑に見るまでもなく、実用目的をもった総合的造形計画として捉えるべきで、そこには単なる応用という概念では捉えられない知的創造行為があるのです。故にその保護においても、実用目的を具現化するための造形哲学や造形思想を美的に表現したものとして判断されるべきと考えます。そのとき、デザインは、著作権法の精神にも、また著作物の定義にも外れることなく、現前とそこに存在していることが理解できます。すなわち、法目的と定義において、デザイン著作物に著作物性がない（＝著作権はない）とする根拠は見当たらないのです。少なくとも、デザインを著作権法で保護すべきでないとする見解は不自然です。

「デザインの著作物」は著作権法という著作物の定義からははずれることなく、知的創作活動であり、その多くが著作権で保護されるべきものです。デザインが文化的経済的価値を生み、産業競争力だけでなく文化的発展や生活の向上に寄与している現状を考えれば、デザイン著作権の意識の高まりとインフラが知的財産立国の国策に大いなる貢献をすることは間違いないでしょう。

我々は、NPOとして本来の「民」の立場においてもこの要望はぜひ取り上げていただきたいと考えています。

文化庁長官官房著作権課御中

著作権法改正要望事項

このたびの著作権制度の改善に向けた検討のための「著作権法改正についての要望の募集」に対し、音楽資料を扱っている図書館の団体として、次の3項目について、意見を述べさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

■著作権改正要望事項について【1及び4、関連】
「『映画の著作物』の範囲を明確にする」という要望について⇒ 関連要望項目：資料 2-1の3-(18)

資料 2 の 3-(18)において、社団法人日本芸能実演家団体協議会及び実演家著作権隣接権センターより提出されている本要望につき、理由は異なるのですが、当団体からも強く要望いたします。

<法改正を必要とする理由>

著作権法の第2条3項において、「この法律にいう『映画の著作物』には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする」と規定されている。しかしながら、今日における映像作品の著しい多様化に伴い、現行法の立法当時に想定されていた「映画の著作物」以外の映像著作物が普及してきているのが、現状である。

音楽図書館においては、オペラ、舞踊、管弦楽、また、音楽鑑賞用教材としての映像資料（ビデオ、LD、DVD等）を学習・研究用資料として多数所蔵して、利用に供している。これらは、立法当時の劇場用映画とは、まったく趣旨の異なるもので、音楽図書館においては「音楽資料」である。

しかしながら、これらの資料は、著作権法では、第2条の規定に基づいて「映画の著作物」に位置付けられているため、第38条4項の制限が働かず、非営利・無料・無報酬の図書館であるにもかかわらず、CDと同様の貸与を行なうことができない。加えて、大学図書館や私設図書館などの公共図書館以外の図書館に対しては、第38条5項が適用されず、補償金を支払って無許諾で貸与することができない。わずかに、日本図書館協会ルートの「著作権処理済」のビデオのみ貸出可能と言うのが現状である。こうした状況にあって、大学の教育・研究上、大きな支障をきたしていると言わざるを得ない。

したがって、第38条4項の（「映画の著作物」を除く）という箇所における「映画の著作物」の範囲を、立法当時に想定されていた「劇場用映画」に限られることが明確になるよう、規定を明確化していただくことを強く要望いたします。

<改正条項及び内容>
著作権法第2条3項、及び第38条4項、5項について、必要な見直しを行なう

<団体名>

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (41) 及び (46) について

「1. 著作権の定義」について

著作権法の究極的な目的は「文化の発展に寄与すること」であり（著作権法第1条）、それ故、著作権による保護の対象となる著作物を、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に限定しています。

(1) は、「デザイン」を著作権法により保護せよとするものですが、そこでいう「デザイン」とは結局「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの」のことであつて、公的な審査を受けたものだけが、登録料の継続的な支払いを条件として、15年間に限り保護を受けられるとされている「意匠」のことをいっているに他なりません。したがって、(1) の意見は、結局「意匠」について、排他的な保護を受けるための要件及び保護の範囲の変更を求めるものすぎず、それは意匠法の改正問題として、経済産業省主旨のもとで行うべきものです。「美術の範囲」にすら属さない「デザイン」を産業上の利用可能性があるからといって「著作物」に取り込むことは、「著作物」の範囲についての統一的な理解を困難にするだけではなく、意匠法との抵触問題を引き起こすこととなります。したがって、(1) の意見には反対します。

(3) は、工業ノウハウを著作権による保護の対象とせよとするものですが、工業ノウハウというのは著作権法が保護すべき「表現」ではなく「アイデア」にすぎません。そして、工業ノウハウの保護については、それが秘密性を有しているときは不正競争防止法で一定の要件のもと保護されています。したがって、著作権法は「アイデア」ではなく「表現」を保護するものであるという著作権法の基本的な考え方を根底から覆す(3) の意見には反対します。なお、(3) においては、中国への技術流出を引き合いに出していますが、それを防ぐためには中国において工業ノウハウを保護する法律を制定させればよく、また、中国にそのような法律を制定させなければ、日本の著作権法で工業ノウハウを保護させても意味はありません。

(4) は、「教材」を、教材に含まれている著作物等の保護とは別個の著作物として保護せよという意見のようですが、「教材」の定義がこなれていないこともあつて、その必要性に疑問があります。

(6) は、他人の原作をもとに新たな著作物を創作する場合であっても、映画の著作物については特別扱いせよとするものですが、何故に映画の著作物だけが特別扱いを受けてしかるべきとするのか不明です。問題は、著作権法28条に定める原著作物の著作権者の権利が、報酬請求権ではなく、利用禁止権として構成されていることにあるのですから、二次的著作物が映画の著作物である場合に限らず、二次的著作物の原著作物の著作権者の権利を、利用禁止権から、報酬請求権へ変更することこそが抜本的な解決に繋がります。